

## 市民懇話会で検討をすすめています

1月27日、2月10日に第18、19回自治基本条例(仮称)市民懇話会を開催し、市議会議員、市長との意見交換などでの提言の検討とこれまで検討してきた内容について、全体の見直しを行っています。

今号では「市民が主役のまちづくり」を進めるための「議会の責務」「市の責務」の検討内容についてお知らせします。

## 名寄市の自治基本条例

### 「議会の責務」「市の責務」

### 懇話会意見交換から

#### 市民議会・市が連携、協力するために

「市民が主役のまちづくり」とは、名寄市のまちづくりは、名寄市民が考え、決定し、行動する権利を持つことと捉え、そのためには、市民、議会、市がまちづくりに関する情報を共有し、かつ互いに連携・協力することが不可欠である。とまちづくりの基本的な考え方を整理しています。また情報を共有し、連携・協力するために議会、市は、どのような役割を担うべきかについてを「責務」として検討しています。

#### 「議会の責務」

議会は、まちづくりに関して総合的な視点と展望を持って、職務を遂行するものと定め、情報共有、連携のための具体的な内容を三点にまとめています。

議会は市民の意思を的確に把握し、政策の形成に反映させるべき。

議会は議会の審議や活動に関する情報を積極的に市民に公開するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるべき。

議会の会議は、原則公開し、できる限り市民が傍聴できる環境を整えるべき。

#### 「市の責務」

市の責務は、市長・市議員の責務に分けて検討しています。

市長は、行政の代表者として市民の信託に応え、地方自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行に当ること。を市長の責務と定め、情報共有、連携を進めるための具体的な考え方を二点にまとめています。

市は、市民への説明責任をはたし、常にまちづくりについての考えを市民に明らかにすべき。

市は、常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思を的確に把握するように努めるべき。

また、市職員の責務に関しては、職員のあるべき姿を再確認し、明示することとしています。

今後の懇話会では、まちづくりの基本的な考え方を具現化するための具体的な仕組みの内容を見直し、提言としてまとめる予定です。

市民懇話会での検討状況は「広報なよろ」でお知らせしているほか、会議録(要旨)などは市のホームページ(窓口案内から探す 総務部 地域振興課情報提供 地域振興課情報サイト)でご覧になれます。また、懇話会の傍聴もできますので開催日程など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎ 01654 2111(内線3313)  
✉ ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp <http://www.city.nayoro.lg.jp>



## 天塩川だより

### 和寒町

### 全道ジュニアアルペンスキー 和寒大会

全道各地からアルペンNo.1を競う幼児・小学生が集まり、熱戦が繰り広げられます。

- ・とき 3月15日(日)
- ・ところ 和寒東山スキー場

問い合わせ 和寒町教育委員会  
☎ 0165(32)2477

### 塩狩峠記念館オープン

作家三浦綾子さんの代表作「塩狩峠」が執筆された部屋や当時を物語る生活空間の再現、小説にまつわる貴重な資料などが展示されています。

この機会にぜひお越しください。

- ・とき 4月1日(水)
- ・ところ 塩狩峠記念館

問い合わせ 和寒町役場産業振興課  
☎ 0165(32)2421